

令和7年4月開校予定の城北中学校区新統合小学校開校に向けた検討が始まりました

令和7年4月開校予定の、城北中学校区新統合小学校について、開校に向けた各種検討を行う「飯山市城北中学校区新統合小学校開校計画推進会議」による検討が始まりました。

推進会議は、校名や校歌の選定、学校教育計画、施設備品、児童交流やPTA組織などを検討する開校準備委員会のほか、通学方法等検討委員会、児童クラブ検討委員会、



校舎中央に図書室機能や協働学習を自由に行うことができる吹抜のホールを配置した新統合小学校内観イメージ

### 今後の主なスケジュール

(運営計画に基づく令和4年5月末現在の予定)

#### ○校舎建設

令和4年度に実施設計を行い、令和5年～6年で工事を実施。

#### ○校名・校章

学校名を一般公募し、令和5年3月頃までに決定。校章も今年度中に一般公募し、令和5年度に決定。

#### ○校歌

令和5年3月までに選定方法や校歌のコンセプト等を決定。その後制作を進め、令和6年10月頃までに完成。

#### ○通学方法

令和4年度中に現在の市全体の通学方法・基準を再確認し課題を整理。新統合小学校の通学路・通学方法は、地域の方の意見を聞きながら令和5年夏頃までに決定。



城北中学校区の小中学校長などが集まり開催された第1回開校準備委員会 (5月31日)

6月から始まる各検討組織では、検討委員として参加いただく小中学校教職員、保護者、区長さんをはじめとした地域の方々からご意見をいただきながら令和7年4月の開校に向けた検討を行ってまいります。

### 「城北中学校新統合小学校開校計画推進会議」の構成

検討組織名称	検討内容
開校準備委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務部会: 校名、校歌、校章、運動服について各分科会に分かれて選定・作成を行う。</li> <li>学校教育計画検討部会: 小中連携教育カリキュラム、学校教育計画について各分科会に分かれて作成する。</li> <li>記念行事等事業検討部会: 閉校記念誌の作成や閉校記念行事の計画検討、及び開校記念パンフ作成や開校記念行事等の計画検討を行う。</li> <li>施設・備品等利用計画部会: 統合する4つの小学校の備品や美術品等の収蔵品について、収納先やリサイクル・廃棄するものの仕分け等を行う。</li> <li>交流活動部会: 児童の交流学習の計画を検討し作成する。</li> <li>PTA等支援組織部会: PTA、スポーツ活動、コミュニティスクールについて各分科会に分かれて4つの小学校の組織を再編成する検討を行う。</li> </ul>
通学方法等検討委員会	市内小中学校通学基準の再検討、および城北中学校区新統合小学校の通学方針を作成する。
児童クラブ検討委員会	児童クラブ利用計画や利用規定を作成する。
保育園適正規模等研究委員会	「新たな学校づくり計画」に基づく市内保育園の今後の在り方の研究を行う。
校舎後利用研究委員会	統合する4つの小学校について、施設・敷地の有効な活用の研究を行う。(市職員による調査・検討)

### 飯山でカヌーを体験しませんか

6月5日には県高校総体が開催  
全国高等学校総合体育大会カヌー競技大会予選を兼ねた令和4年度長野県高等学校総合体育大会カヌー競技大会カヌースプリント競技が6月5日、瑞穂地区の北竜湖で開催され、熱戦が繰り広げられました。



5月から北竜湖で毎週活動しているカヌー少年団

飯山では北竜湖や千曲川など各種パドルスポーツ(パドルを使って漕ぎ進むスポーツ)を楽しむためのフィールドが多く、体験教室や競技の魅力を知っていただくイベントの開催も予定しています。また

5月から北竜湖で毎週活動しているカヌー少年団

### 「人権の花運動」始まりました

協力して花を育てるを通じ、いたわり・思いやりの気持ちを育み、命の大切さを学ぶ「人権の花運動」が市内小学校で実施されています。

人権の花運動は3年に一度市内小学校で取り組まれており、今年度は飯山小学校、木島小学校、秋津小学校で6月のはじめに児童の手によって苗の植え付けが行われました。

(問合先) 人権政策課人権同和係 ☎67-0743 (直通)



児童の手で植えられた花は専用のプランターで各学校に設置しています。

### 中学校教員を募集します

市内の中学校で勤務いただく教員を下記のとおり募集します。

- 必要資格等 中学校の国語または音楽の教員免許状をお持ちの方。(年齢は不問)
- 雇用期間 令和5年3月31日まで
- その他 勤務条件、応募方法等、詳しくは飯山市教育委員会事務局子ども育成課学校教育係(☎67-0741(直通))までお問い合わせください。

### 人権学習シリーズ

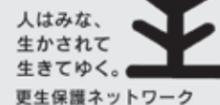
#### 『改正少年法』とは何でしょうか？

飯水地区保護司会 会長 江澤 一遠

4月1日から、「大人」と「子ども」の線引きが変わりました。民法の改正により成人年齢の引き下げと、もう一つが改正少年法の施行です。少年法は、犯罪行為をした20歳未満の少年を対象に、大人とは違う司法手続きで更生・立ち直りを促すものです。少年法が適用される20歳未満の者(少年)のうち18歳・19歳の少年を「特定少年」とし、少年法の適用を制限する方向で改正されたものです。

具体的には、家庭裁判所から検察官に送致(逆送)される対象犯罪が拡大され、18歳・19歳の場合は、これまで以上に成人と同様の刑事手続きで処罰される少年が増えることになるでしょう。更には、少年が刑事裁判にかけられる際に適用されていた特例が適用されなくなり、例えば、起訴された場合、少年の実名など身元が明らかにできるようになるという可能性があります。

4月9日付の全国五紙は19歳の情報が報道も可能になります。つい最近のことで言えば、



人はみな、生かされて生きてゆく。更生保護ネットワーク